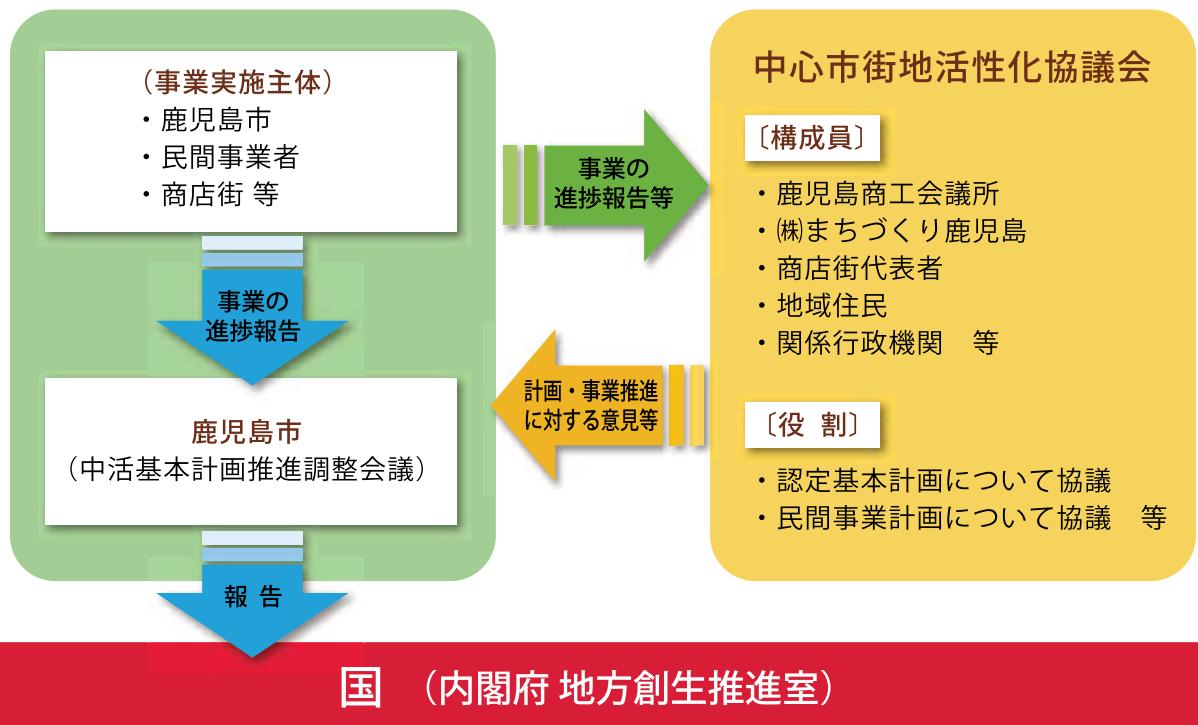


## ■基本計画の推進体制～官民一体となった事業の着実な推進～

基本計画の認定により国の支援などを活用しながら、計画に盛り込まれたハード、ソフト全72事業の着実な推進を図り、中心市街地の活性化が市全体のにぎわいと活力につながるよう、市民、事業者、関係行政機関と一体となった取組を強力に進めていく必要があります。

### 基本計画のフォローアップの在り方



## ■準工業地域及び工業地域における大規模集客施設等の立地制限

中心市街地の役割を明確にするため、市内すべての準工業地域及び工業地域について特別用途地区的都市計画決定及び建築基準法に基づく条例（※）により、下記のとおり大規模集客施設等の立地制限を行っています。（※鹿児島市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例）

用途地域	建築してはならない建築物
準工業地域	床面積 10,000 m <sup>2</sup> 超の店舗、飲食店、映画館、遊技場、展示場等
工業地域の幹線道路沿道	床面積 8,000 m <sup>2</sup> 超の物品販売業を営む店舗
工業地域の幹線道路沿道以外の地域	床面積 5,000 m <sup>2</sup> 超の物品販売業を営む店舗

## ■お問い合わせ先 鹿児島市 経済局 経済振興部 経済政策課 中心市街地活性化推進室

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

TEL 099-216-1307 FAX 099-216-1320

E-mail : chukatu@city.kagoshima.lg.jp

<http://www.city.kagoshima.lg.jp>

※基本計画は市のホームページをご覧いただけます。

鹿児島市 中活計画

検索